

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月三百円（送料を含む）】

# 鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日在休日は、  
次に當る日が休日、  
次に當る翌日)

(適用範囲)

第二条 この訓令の適用を受ける職員の範囲は、知事の事務部局及び地方労働委員会の事務局に勤務する職員とする。

(表彰の対象)

第三条 表彰は、次の各号の一に該当する職員に対して行なう。

一 職務に関する有益な研究の完成、発明、発見又は改良をして著しく

業務に貢献した者

二 自己の危険をかえりみず、職務を遂行した者

三 職務上又は職務外の行為について、広く賞さんを受け、著しく職員

の名誉を高揚した者

四 多年にわたり職務に精励し、かつ、功績があつた者

五 その他知事が表彰することが適当と認める業績又は行為があつた者

この訓令による表彰は、死亡した職員についても行なうことができる。

この場合において、表彰の日付けは、生前の日にさかのばるものとする。

(表彰の方法)

第四条 表彰は、知事が表彰状を授与して行なう。

2 表彰に当たつては、副賞を付することができる。

(表彰の時期)

第五条 表彰は、毎年一回定期に行なう。ただし、特に必要があるときは、隨時行なうことができる。

(表彰の内申)

第一条 この訓令は、他の職員の模範として推奨に値する業績又は行為のあつた職員（組織上の単位を含む。以下同じ。）を表彰することにより、職員の執務意欲の高揚に資することを目的とする。

(目的)

鳥取県職員表彰規程

鳥取県職員表彰規程を次のように定める。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

第六条 出納長、部長、企画室長、秘書課長又は地方労働委員会事務局長は、その所属職員に、第三条各号の一に該当する者があると認めるときは、別記様式により知事に内申するものとする。

## 鳥取県告示第七百二十八号

登録番号 登録年月日 氏名 称住 所営業所の所在地

倉振第二二五号 昭四一、一一、二五 牧田 享 レストハウイ 東伯郡羽合町大字久留光吉後一五〇ノ一 東伯郡羽合町大字久留光吉後一四四ノ二

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

除く。

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

## 鳥取県告示第七百二十六号

登録番号 登録年月日 氏名 称住 所営業所の所在地

倉振第二二六号 昭四一、一一、三〇 土海 重光 美船食堂 東伯郡東郷町大字中興寺四〇四ノ二

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四

この訓令は、昭和四十一年十二月二十三日から施行する。

この訓令に定めるもののほか、職員の表彰に關し必要な事項は、

## (雑則)

第七条 この訓令に定めるもののほか、職員の表彰に關し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この訓令は、昭和四十一年十二月二十三日から施行する。

## 別記様式

鳥取県知事	殿	年	月	日
内申者	氏	名	圖	
職員	表彰	内申書		
所職	氏	屬名	名	名

上記の者は、鳥取県職員表彰規程(昭和41年12月鳥取県訓令第15号)第3条第1項第 号に該当し、表彰することが適當と認められますので、別紙調書を添えて内申いたします。

## 鳥取県告示第七百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

## 告 示

所属	職名
氏名	生年月日 年月 (才)
最終学歴	卒業 年月
現住所	
担当職務内容	
性質	
素行	
賞罰	
業績(行為)の具体的内容	
業績(行為)の内外影響	
参考事項	



各高等学校長は、調査書を主体とし、学力検査の成績等をあわせて、次の方針によつて選抜を行なう。  
なお、過年度卒業者等については、学力検査の成績、調査書等を勘案して選抜を行なう。

#### 1 第一次選考

調査書の学年記録のうち、第三学年の各教科の合計評定の上位の者から順に並べて募集定員の七割以内にある者で、かつ、学力検査の成績が定員点（たとえば、募集定員が二百人である場合、学力検査の成績の上位の者から二百番目である者の得点数）の九割以上の成績である者について選考する。

#### 2 第二次選考

第一次選考の対象者以外の者全員について、各教科の合計評定と学力検査の得点との総計の上位の者から選考する。

3 調査書の学年記録の第三学年の各教科の評定以外の記録等については、第一次選考及び第二次選考の際、公正かつ妥当にして最少限度において加味するものとする。

#### 十 入学選抜合格者の発表

1 日時及び場所  
昭和四十二年三月十八日 十一時 各高等学校

2 調査書及び学力検査等の成績は、公表しない。

#### 十一 再募集の実施

合格者の発表の結果、合格者数が募集定員に満たないために再募集を行なうことが必要と認められる課程又は学科を有する高等学校においては、その不足の生徒数について、次のとおり再募集を行なう。

第3796号 鳥取県報公昭和41年12月23日 金曜日

第3796号 鳥取県報公昭和41年12月23日 金曜日

#### 1 募集生徒数は、県教育委員会が決定する。

2 出願資格及び出願手続は、(1)の出願資格及び(2)の出願手続と同様とする。

3 出願期間及び受付場所  
(1) 出願期間 持参する場合 昭和四十一年三月二十九日九時三十分から募集高等学校十七日まで  
(2) 郵送する場合 昭和四十一年三月二十九日九時三十分から三月二十一日十七日まで

4 受付場所 募集高等学校

5 学力検査は、昭和四十一年三月二十九日九時三十分から募集高等学校、国語、数学、社会、理科及び英語の教科について実施する。

6 入学者の選抜方法  
(1) 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

7 合格者の発表  
昭和四十一年三月二十一日十三時に募集高等学校で発表する。

8 注意事項  
(1) いつたん受け付けた入学志願書及び入学選抜手数料は、返さない。

9 入学志願書等の用紙は、東部地区にあつては教育委員会教職員課や、中部・西部地区にあつてはそれぞれ中・西部教育事務所で受け取ること。  
(2) いの要項に関する質疑は、教育委員会教職員課、教育事務所又はよりの県立高等学校に行なうこと。

10 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

11 注意事項  
(1) いつたん受け付けた入学志願書及び入学選抜手数料は、返さない。

12 入学志願書等の用紙は、東部地区にあつては教育委員会教職員課や、中部・西部地区にあつてはそれぞれ中・西部教育事務所で受け取ること。

13 いの要項に関する質疑は、教育委員会教職員課、教育事務所又はよりの県立高等学校に行なうこと。

14 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

15 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

16 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

17 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

18 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

19 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

20 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

21 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

22 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

23 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

24 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

25 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

26 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

27 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

28 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

29 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

30 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

31 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

32 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

33 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

34 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

35 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

36 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

37 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

38 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

39 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

40 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

41 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

42 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

43 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

44 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

45 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

46 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

47 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

48 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

49 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

50 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

51 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

52 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

53 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

54 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

55 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

56 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

57 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

58 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

59 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

60 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

61 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

62 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

63 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

64 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

65 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

66 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

67 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

68 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

69 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

70 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

71 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

72 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

73 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

74 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

75 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

76 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

77 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

78 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

79 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

80 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

81 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

82 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

83 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

84 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

85 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

86 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

87 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

88 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

89 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

90 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

91 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

92 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

93 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

94 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

95 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

96 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

97 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

98 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

99 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

100 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

101 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

102 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

103 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

104 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

105 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

106 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

107 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

108 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

109 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

110 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

111 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

112 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

113 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

114 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

115 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

116 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

117 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

118 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

119 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

120 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

121 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

122 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

123 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

124 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

125 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

126 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

127 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

128 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

129 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

130 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

131 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

132 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

133 入学者の選抜方法に準ずるものとする。

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者  
鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂  
米子、根雨保健所管内の受験者

米子市角盤町2丁目 米子保健所

(2) 実地試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者  
鳥取市西町 鳥取家政高等學校  
米子、根雨保健所管内の受験者

米子市角盤町 鳥取県立米子西高等学校

(2) 実地試験 受験票、白衣、庖丁、耐水性のはきもの及び白帽又は三角巾

実地試験終了後1週間以内に所轄保健所に掲示する。

5 試験日科  
(1) ふぐ処理師試験  
ア 衛生関係法規  
イ 公衆衛生学  
ウ 食品衛生学

エ ふぐ処理の実地（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）  
(2) ふぐ調理師試験  
ア 衛生関係法規  
イ ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識  
ウ ふぐ調理の実地（毒性臓器の鑑別を含む。）

6 試験手数料及びその納付方法

- (1) 試験手数料 500円  
(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県收入証紙を受験新書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

昭和41年12月23日 金曜日

鳥取県告示第3797号

発行所 鳥取県鳥取市東町1丁目

〔付録1号1面2面3面4面5面6面7面8面9面10面〕

# 鳥取県公報

田 次  
△知 示 教育職員の免許状の授与

昭和四十一年鳥取原林業水産業經營調査要綱  
国民健康保険法による他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理  
地域森林計画の設定  
土地改良事業計画の認可

△知 示 教委告示  
昭和四十一年度鳥取県立幼稚園児募集要項  
△公安告示  
道路交通法による聽聞の実施  
車両の通行の禁止等

△人委規則  
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則  
派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則中訂正

鳥取県告示第3797号  
鳥取県統計調査条例（昭和15年3月鳥取県条例第七号）に基づく  
昭和四十一年鳥取県林業水産業經營調査を次の要綱により行なうので、同  
条例第二条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月二十七日

知 示

鳥取県告示第3797号

教育職員免許法（昭和14年法律第百四十七号）第五条第一項の規定

一 調査の目的

昭和四十一年鳥取原林業水産業經營調査要綱

に基いて、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月二十七日

鳥取県知事 石破 朝

免許状の種類番号 氏名 本籍地  
高等学校教諭一級普通免許状 田口一高一普第1号 川口つや子 鳥取県

鳥取県告示第3797号

教育職員免許法（昭和14年法律第百四十七号）第五条第三項の規定に基づいて、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月二十七日

鳥取県知事 石破 朝

免許状の種類番号 氏名 本籍地  
幼稚園助教諭免許状 田口一幼助第1号 加藤 公子 鳥取県

鳥取県告示第3797号

に基づく  
昭和四十一年鳥取県林業水産業經營調査を次の要綱により行なうので、同  
条例第二条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月二十七日

知 示

鳥取県告示第3797号

一 調査の目的